

平成30年度 特別支援教育就学奨励制度のご案内

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨を更に推進し、一定の条件を基に学用品費などを支給することで、保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的としています。

※ 通級指導教室に入級される児童生徒の保護者の方は、通学費のみが対象となります。

※ 所得制限があります。

2 支給を受けられる人

- ① 保護者の住民登録が越谷市にある。注)1
- ② 平成29年分の収入に対する税金(市区町民税・県民税)の申告が済んでいる。注)2
- ③ 生活保護及び就学援助を受給していない。※就学援助等の認定が優先となります。

注)1 保護者のいずれかが単身赴任等で住民登録が越谷市外にある場合も申請可能です。

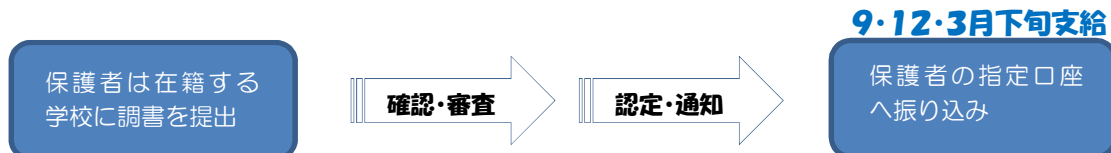
注)2 未申告の場合は、審査ができませんので至急申告をしてください。

3 支給費目

- ①学用品購入費
- ②通学用品購入費
- ③新入学児童生徒学用品費
- ④校外活動費（宿泊無）
- ⑤校外活動費（宿泊有）
- ⑥修学旅行費
- ⑦学校給食費
- ⑧通学費
- ⑨職場実習交通費
- ⑩交流学习交通費

※①②③については、学校への領収書の提出が必要となります。領収書の提出がない場合、支給されません。(ただし、学級費等を領収書に代える場合もあります。)

4 申請の手順



5 申請に必要な書類 ※児童・生徒1人につき1枚提出してください。

申請書『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』

※本制度を希望する方は、就学援助費の申請も併せて行ってください。就学援助費の対象者になった場合は、就学援助費が優先となります。

《該当する方のみ必要》

◎世帯の中で平成30年1月1日現在越谷市に住民登録がなかった方

『平成30年度市・県民税課税証明書』 ※課税証明書は封筒等に入れ、封をして提出してください。

所得金額、所得控除金額が記載されているものがが必要です。なお、平成29年12月31日現在で19歳以上の方全員分（非課税の方も含む）が必要となります。

※平成30年1月1日現在で住民登録をしていた市区町村で課税証明書は発行されますが、概ね6月上旬になると思われますので、用意ができましたら速やかに学校、又は学務課に提出してください(6月末日必着)。

6 申請期間 平成30年4月13日(金)から平成30年5月31日(木) ※中途転入は随時受付します。

7 提出先 在籍している小・中学校

8 問い合わせ 越谷市教育委員会学務課 048-963-9281 (直通)